



災害対応における補償

- 災害時における発注機関と建設業団体との協定内容は、それぞれで異なっている。
- 国家公務員などは、従事命令（業務命令）による災害対応にて2次災害にあった場合は、法律の規定により公的補償を受けることができる。
- 災害応急活動における建設企業の従事者への損害補償がなされることは、万が一に備え建設企業が安心できるものである。
- 必要に応じて災害対策基本法の改正など、災害協定に基づき対応している建設企業への損害補償を検討すべきと考える。

協定 協定内容	災害時における関東地方整備局管内の災害応急 対策業務及び建設資材調達に関する協定書	災害時における中国地方整備局所管施設の 災害応急対策業務に関する協定書	地震等の災害応急活動に関する協定書	災害時における応急対策業務に 関する細目協定
甲	関東地方整備局長	中国地方整備局長	A 都道府県知事	B 都道府県知事
乙	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京、 神奈川県、山梨県、長野県 各建設業協会長	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 各建設業協会長	A 都道府県建設業協会長	B 都道府県建設業協会長
損害の負担	第9条（その他） 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。	第12条（損害の負担） 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合及び甲又は乙の会員の建設資材等に損害が生じた場合においては、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告し、その措置については、甲又は事務所長等と、乙の会員が別途協議して定めるものとする。 第14条（その他） この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。	第9条（損害補償） 協力要請に基づき災害応急活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法の適用がないときは、 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例、河川法第22条及び水防法第45条の定めるところのいずれか による。	第9条（損害の負担） 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、甲乙協議して定める。 第10条（従事者の災害保障） 甲は、会員の業務従事者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、 「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」に基づき、これを補償 するものとする。

災害対策基本法 第84条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。